

※虐待防止に関して運営指針

第1条 運営法人合同会社 dream on

共同生活援助 グループホーム 沁愛は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 施設（事業所）における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に年1回以上実施すると共に申し送りなどにおいて注意喚起を促す事とする。注意喚起をした場合は日報に記載する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

令和7年6月1日      グループホーム沁愛 管理責任者 大藤 誠子

担当者 森 和敏